

福山市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市犯罪被害者等支援条例（令和7年福山市条例第 号。以下「条例」という。）第8条第1号の規定に基づき、犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るために支給する見舞金（以下「見舞金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害者 犯罪被害（犯罪行為による死亡又は重傷病をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。以下同じ。）を受けた者をいう。ただし、警察が被害届を受理するなど犯罪被害を認定した場合に限る。
- (3) 重傷病 療養に要する期間が1か月以上の負傷又は疾病をいう。
- (4) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ず本市の住民基本台帳に記録されずに市内に居住している者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(支給対象者)

第3条 見舞金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者（以下「死亡被害者」という。）の遺族のうち、次条第3項の規定により第1順位の遺族となるもの
- (2) 傷害見舞金 犯罪行為により重傷病を負った市民

2 前項第2号の傷害見舞金においては、犯罪被害者が、当該犯罪被害による負傷又は疾病により申請が困難と認められる場合は、次条第1項各号のいずれかに該当する家族又は親族（市民であることは要しない。）が、犯罪被害者の代理として申請し、支給を受けることができる。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡時において次の各号のいずれかに該当する者であつて、犯罪行為が行われた時に市民であるものとする。

- (1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者（以下「事実上婚姻関係にあつた者」という。）を含む。以下同じ。）
- (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた死亡被害者の子、父母（養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 死亡被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が死亡被害者の死亡の当時死亡被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。ただし、当該遺族間での協議において代表者を決定した場合は、その代表者（第1項各号に掲げる者に限る。）を第1順位の遺族とすることができる。

4 前項の規定により第1順位となる遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給、並びに前条第2項の場合において代理として家族又は親族の1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（支給の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪行為が行われた時に、犯罪被害者又は支給対象者である遺族と加害者との間に3親等内の親族関係（届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合（以下「事実上の婚姻関係」という。）を含む。）があつた場合。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合、若しくは市長が特段の理由があると認める場合は、この限りでない。
- (2) 犯罪被害者又は支給対象者である遺族が犯罪行為を誘発した場合その他当該犯罪被害について、犯罪被害者又は支給対象者である遺族に、その責めに帰すべき行為があつた場合
- (3) 犯罪被害者又は支給対象者である遺族が、福山市暴力団排除条例（平成24年福山市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であつた場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと思われる場合

2 見舞金の支給対象者が他の地方公共団体から見舞金と同種の支給を受けている場合にあっては、当該金銭給付の価額の限度において、見舞金を支給しないものとする。

(支給に関する特例)

第6条 既に傷害見舞金の支給を受けた犯罪被害者が、当該支給を受けた傷害見舞金の原因となった犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金の支給については、当該傷害見舞金と遺族見舞金との差額を支給するものとする。

(見舞金の申請)

第7条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福山市犯罪被害者等見舞金支給申請書（様式第1号）及び犯罪被害に関する申立書（様式第2号）に、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、当該書類により証されるべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 遺族見舞金 次に掲げる書類

ア 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類

イ 犯罪行為により死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類または書類の写し

ウ 申請者（死亡被害者の死亡の当時事実上婚姻関係にあった者を除く。）と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

エ 申請者が死亡被害者の死亡の当時事実上婚姻関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

オ 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類

カ 申請者が第4条第1項第2号に該当する遺族であるときは、犯罪行為が行われた当時死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 傷害見舞金 次に掲げる書類

ア 当該犯罪行為が行われた時における申請者が市民であることを証明する住民票の写しその他の証明書

イ 犯罪被害者が負った重傷病について全治1か月以上の療養を要する旨を証明することができる医師の診断書または診断書の写し

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請の期限)

第8条 前条の規定による申請は、当該犯罪行為による被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行為による被害が発生した日から7年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、申請期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定等)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があった場合には、これを審査し、見舞金を支給する旨又は支給しない旨の決定をしたときは、福山市犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査を行うため必要があるときは、申請者その他関係人に報告若しくは文書その他の物件の提出を求め、又は関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(支給の請求)

第10条 前条に規定する支給対象者は、福山市犯罪被害者等見舞金請求書（様式第4号）により、当該見舞金を請求するものとする。

(支給決定の取消し等)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けたことが判明したとき、又は見舞金の支給を決定した後に第5条各号の規定に該当するなど支給要件に該当しないことが判明したときは、見舞金の支給決定（前条第1項に規定する見舞金を支給する旨の決定をいう。次項において同じ。）を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、福山市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第5号）により、その旨を通知するものとする。

3 第1項の場合において、市長は、既に見舞金が支給されているときは、その返還を求めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に行われた犯罪行為による犯罪被害について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第9条関係）

様式第4号（第10条関係）

様式第5号（第11条関係）